

2020/6/15

特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告

特定非営利活動法人いろえんぴつ

市民への説明の要請について

当法人の事務所に、誰でも閲覧できる状態で説明文書を備えおく。

2020/6/15

特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について（報告）

特定非営利活動法人いろえんぴつ

1. 報告を求める事項

- ア 行政処分内容及び受けた処分の内容
- イ 行政処分を受けるに至った経緯
- ウ 行政処分を受ける原因となった法人運営上の問題点
- エ 法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

以下報告

ア【行政処分の内容】

指定障害児通所支援事業の指定の一部の効力停止（新規利用者の受け入れ停止）3 か月

イ【行政処分を受けるに至った経緯】

令和元年 5 月から 7 月にかけて複数回、当時の管理者兼児童発達支援管理責任者が利用児童に対し虐待行為を行い、人格尊重義務に違反した。

ウ【行政処分を受ける原因となった法人運営上の問題点】

虐待防止責任者を選定しておらず、従業者に対して虐待防止の研修も行っていなかった。また、当事業所の支援を当時の管理者へ一任しており、事業者は支援状況を確認していなかった。虐待の発生要因は、虐待者の個人の資質のみならず、障害者虐待の防止のための措置を講じてこなかった事業者側にもあります。

エ【法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点】

虐待防止責任者を選任、虐待防止マニュアルの作成。

管理者及び児童発達支援管理責任者が虐待防止の研修に参加する。その後、社内研修を実施する。また理事が事業活動の管理監督を行い支援状況の確認を行います。

利用者様の意思及び人格を尊重した支援提供に努め、虐待が二度と起こらないよう再発防止に努めます。